

第 3 回

岩手中部水道企業団議会定例会

会 議 録

平成 26 年 10 月 22 日 開 会

平成 26 年 10 月 22 日 閉 会

第3回岩手中部水道企業団議会定例会会議録

1 開会 平成26年10月22日 (水曜日) 午後3時02分

2 閉会 平成26年10月22日 (水曜日) 午後4時11分

3 議事日程

日時 平成26年10月22日 (水曜日) 午後3時03分開議

場所 北上市役所江釣子庁舎 議場

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 業務報告

第4 現金出納検査の報告

第5 一般質問

第6 報告第1号 平成25年度岩手中部広域水道企業団水道用水供給事業会計継続費繰越計算書について

第7 報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について

第8 認定第1号 平成25年度岩手中部広域水道企業団水道用水供給事業会計決算の認定について

第9 議案第31号 平成26年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)

4 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

5 出席議員(12名)

1番	松田昇君	2番	高橋修君
3番	武田勝君	4番	星敦子君
5番	若柳良明君	6番	高橋勤君
7番	伊藤源康君	8番	及川誠君
9番	高橋進君	10番	北條喜久男君
11番	鈴木健二郎君	12番	星俊和君

6 欠席議員(なし)

7 会議録署名議員

5番 若 柳 良 明君

6番 高 橋 勤君

8 説明のため出席した者

企 業 長

高 橋 敏 彦君

副 企 業 長

上 田 東 一君

〃

熊 谷 泉君

監 査 委 員

本 田 潔君

〃

戸 來 喜美雄君

局 長

菊 池 明 彦君

総 務 課 長

瀬 川 光 雄君

経 営 企 画 課 長

菊 池 明 敏君

給 配 水 課 長

高 橋 卓 也君

工 務 課 長

高 橋 誠 雄君

浄 水 課 長

小田嶋 明 彦君

総 務 課 主 幹

小田島 久 幸君

経 営 企 画 課 課 長 補 佐

久保田 幸 喜君

9 構成市町出席者

北上市生活環境部長

松 岡 裕君

花巻市市民生活部長

平 賀 政 勝君

紫波町建設部長

佐 藤 勇 悦君

10 職務のため議場に参加した職員

書 記
(総務課課長補佐)

小 原 信 也君

書 記
(総務課総務係長)

吉 田 修君

午後 3時02分 開会

○議長（星 俊和君） 皆様の協力によりまして、3時5分にならないうちにそろいましたので、ただいまから開会したいと思います。

午後 3時03分 開議

○議長（星 俊和君） ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより第3回岩手中部水道企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 俊和君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において指名いたします。

5番若柳良明議員、6番高橋勤議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（星 俊和君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたします。これに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 業務報告

○議長（星 俊和君） 日程第3、業務報告について、企業長から発言を求められておりますので、これを許します。企業長。

○企業長（高橋敏彦君） 第3回岩手中部水道企業団議会定例会の開会に当たりまして、業務報告を行います。

初めに、和賀川浄水場施設工事の状況について申し上げます。

この施設は、平成23年度から平成36年度までを計画期間とする岩手中部水道広域化事業計画

に位置づけられた北上エリアの重要施設であり、平成24年度から平成26年度まで総額11億1,202万円の継続事業として、旧浄水場の解体工事に始まり、建築工事、電気、機械設備工事等を経て、現在最終調整を行いながら試運転を行っているところであります。

当浄水場は、江釣子第4、和賀川第1の2つの地下水源を利用して、日量最大で5,960立方メートルの水道水を藤沢配水地に送水し、主に北上市街地と江釣子東部地区へ向け配水するものであります。これにより、岩手中部浄水場の用水に余裕が生まれ、紫波町エリアへの融通運用が可能となります。

11月19日には、今後の安全・安心な水道水の安定供給を願い、新たな和賀川浄水場の通水式をとり行う予定であります。なお、老朽化により休止中の江釣子浄水場は廃止することとしております。

次に、基幹浄水場の管理体制見直しについてであります。

浄水課の組織体制は、本年度当初から4係体制とし、北上川浄水場、岩手中部浄水場、高円万寺浄水場の基幹浄水場にそれぞれ浄水係を配置するとともに、岩手中部浄水場に水質管理係を配置しているところであります。

このうち、岩手中部浄水場の運転管理につきましては、昨年度より民間業者に委託しておりますが、業務の引き継ぎ期間も十分に経過したものと判断されましたことから、本年7月より岩手中部浄水場の浄水係を北上川浄水場内に配置がえを行い、集中的な管理体制に移行しているところであります。

また、高円万寺浄水場につきましては、本年度を引き継ぎ期間と位置づけ、来年度当初より運転管理業務を民間業者に全面委託するべく、現在委託業務の調整を行っているところであります。

来年度からは、これら3つの基幹浄水場の管理体制は、北上川浄水場での一元管理を予定しておりますが、このことにより事務の効率化が図られるほか、専門技術者の育成環境が整備されるなどの効果が期待できるものと思っております。

もとより、基幹浄水場の民間委託の実施に当たっては、水道の安全性・安定性の確保が不可欠でありますので、管理体制や危機管理訓練など、委託事業者と業務履行状況等を十分把握・検証しながら、緊密な連携・協力関係を築き、経営の効率化に努めてまいります。

次に、新企業団の団章について申し上げます。

団章につきましては、新企業団が平成26年4月から新たに事業をスタートしたことを機に、本年7月から8月において団章のデザインを募集してまいりました。

応募は全国から21人、35点が寄せられ、その中から団章デザイン選考委員会での審議、選考をいただいた結果、花巻市、吉田和洋さんの作品が最優秀賞として決定したところであります。

決定した団章は、緑豊かな奥羽山脈の原生林に育まれた清流を水源とした、北上、花巻、紫波の3市町をまたぐ水道事業が図案化されており、新企業団にふさわしいデザインとして選考いただいたところであります。今後、色彩やバランスなど最終調整を行い、11月19日に予定されている和賀川浄水場通水式にあわせて、岩手中部水道企業団団章として御披露する予定となっております。

団章は、当企業団に対して興味を持ち、愛着を感じていただけるシンボルマークとしてホームページに掲載するほか、さまざまな印刷物等を通じて周知を図ってまいりたいと考えております。

以上を申し上げまして業務報告といたします。

○議長（星 俊和君） ただいまの報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第4 現金出納検査の報告

○議長（星 俊和君） 日程第4、現金出納検査の報告を行います。

書記をして報告書の朗読をさせますが、報告書の題名と検査の結果のみを朗読させます。書記。

○書記（吉田 修君） 現金出納検査の報告をいたします。

平成26年7月分、8月分、現金出納検査の結果について。

検査の結果。会計処理は、会計諸原則に基づいて行われており、諸帳簿、関係伝票、証憑書類及び指定金融機関等の現在高をそれぞれ照合した結果、いずれも正確であり、出納事務は適正に行われていると認めた。

以上です。

○議長（星 俊和君） ただいまの現金出納検査の報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第5 一般質問

○議長（星 俊和君） 日程第5、一般質問を行います。

通告に従い、質問を許します。11番鈴木健二郎議員。

○11番（鈴木健二郎君） 私は、水道事業における品質マネジメントシステムと危機管理体制について質問をいたします。

本年2月6日の第1回水道企業団議会定例会におきまして、私が行った危機管理についての質問に対して、企業長は、今後危機管理を含め品質マネジメントシステムを構築し、安全・安心な水道水を安定的に供給してまいりますと答えておられます。

また、これに先立つ統合における考え方、いわゆる決意でも、企業長は、水道事業の一層の健全化や水道広域化事業計画の推進とともに、危機管理を含めた品質マネジメントシステムの構築を強調しております。

私は、かねてより本格的な危機管理体制を一刻も早く構築すべきことを主張してまいりました。これに対して、企業長が危機管理を含めた品質マネジメントシステムを構築する答弁をされたことは評価できるものであります。重要なのは、その方針や内容についてであります。

お聞きするところによりますと、品質マネジメントシステムとは、ISO規格、品質に関する方針及び目標を定め、その目標を達成するためのシステムであり、顧客重視などの一定の原則があるようであります。

水道においては、水道事業品質マネジメントシステムとなるようではありますが、本岩手中部水道企業団における品質管理マネジメントシステムはどのようになるのでありましょうか。そして、いつまでにどのような方針、内容でつくろうとされているのか伺うものであります。

2点目は、危機管理体制を充足するためには、どのような中枢機能が必要と考えているのかについてであります。

これについても、2月の議会で水源や電源確保、水質検査センター体制などについてお聞きをしておりますが、今後、品質マネジメントシステムを構築するなどで、どのように充足させようとしているのかお聞きするものであります。

この間の大雨による広島のと砂災害や長野県御嶽山の噴火など、災害は想定外で起きているものであります。予知や準備不足、そして情報伝達、初期対応の不備など、いわば人災によって被害が拡大されている状況が見られます。また、テロなど人為的に及ばされる災害もあります。

企業長も指摘されるように、上水道は住民の重要なライフラインであります。安全・安心の水道供給の根幹をなすものであります。いささかも不備があってはなりません。

これらを踏まえ、どのような危機管理の中枢機能を考えているのか伺うものであります。

以上であります。

○議長（星 俊和君） 企業長。

○企業長（高橋敏彦君） 鈴木健二郎議員の御質問にお答えいたします。

最初に、品質マネジメントシステムと危機管理体制についてのうち、スケジュールと方針についてであります。品質マネジメントシステムにつきましては、水道事業に特化した視点で水道事業マネジメントシステムとして策定し、本日の構成市町長会議で御報告させていただき、事実上スタートしたところであります。

水道事業マネジメントシステムは、品質マネジメントシステムの国際規格、いわゆるISOを参考に、危機管理に最大限の配慮をしながら安全・安心、安定について整理したものであり、危機管理体制の構築を図りながら、プラン、ドゥ、チェック、アクションのPDCAサイクルを回して、安定的・持続的な経営につなげていくことを目標にしております。

次に、危機管理体制を充足するためにはどのような中枢機能が必要と考えるかについてであります。水道事業マネジメントシステムにおける危機管理体制の項では、集中監視体制の確立、大規模停電対応、給水拠点の確保など、7項目の機能が必要とされ、この7項目の危機管理体制を充足する中枢機能として求められる条件を緊急対応センター、非常時対応と備蓄、給水拠点機能、水質検査センターなど8項目であるとしております。

以上であります。

○議長（星 俊和君） 11番鈴木健二郎議員。

○11番（鈴木健二郎君） 余りにも簡潔な答弁で驚いておりますけれども、先ほど全協もありまして、品質管理のマネジメントシステムが確認されたという答弁であります。

今後、このマネジメントサイクルが動いて、そして危機管理体制等を構築していくということだろうというふうに思います。

具体的にお聞きしたいと思います。

先ほどもあったのでお聞きしたいんですが、新水道ビジョンを具体的に今後つくって、2年間の計画だというお話でありますけれども、かねがね私も、先ほど言ったように危機管理体制の構築は早急にやるべきだということを言ってきた経緯もありますけれども、果たして2年間でいいのかどうかと。丁寧に、もちろん慎重に計画はつくらなければなりませんけれども、2年間というスパンではなくても、もうちょっと早期にできるのではないかというふうに私は思うのですが、その点についてはどうかと。

それから、単なる計画ではなくて、もう既に設計とか、そういう段階に踏み込んでいかなけ

ればならないのではないかなというふうに思いますので、一般的な事業であれば基本設計に入ったり、それから実施、詳細設計というふうになっていくだろうと思っているんですが、その手順等をどういうふうに考えておられるのかということであります。

それから、8項目、企業長はおっしゃられました危機管理について、私もそのとおりだろうというふうに思っております。

本部機能は、先ほどの全協でも説明がありましたけれども、いわゆる統合浄水場の施設が設置される場所だということですので、そういう即応体制、さまざまな危機管理体制がとりやすいというふうになっていくことだろうと思っております。

それで、水質検査センターも一体化されるということですが、この全体的な構想というんでしょうか、今後のスケジュール的なもの、前、多分5年とか何か、何年とかいう説明もあったかもしれませんが、ちょっとどういうスパンで本部機能設置で動いていこうとされているのか、それもこの際伺っておきたいなというふうに思います。

それから、本部を実際に設置するとなると、既に統合後の財政シミュレーションができているわけですが、多分、本部設置についての費用については含まれていないだろうというふうに私は思っているんですけれども、財政的な点もどういうふうに考えておられるのかどうか。新たな住民負担があってはならないだろうというふうに思うんですが、その辺をどういうふうにお考えなのか、住民負担もやむを得ないと考えているのかどうかですね。概略でいいですから、その辺をお聞きしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（星 俊和君） 経営企画課長。

○経営企画課長（菊池明敏君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

新水道ビジョンを2年より早くできないかという部分につきましては、新水道ビジョンという総体は、市町村でいう総合計画みたいなものをイメージしていただければいいと思うんですが、そういう形で今進んでおります統合の事業計画の内容に、やっぱりもうちょっと効率化を図れないかとか、そういう部分が現実には事業をスタートして出てきている現状もございます。そういうものに対しての見直しも一緒に含めてもっと効率化して、もっといろんなダウンサイジングができないかという部分も検討するということにしておりますし、また以前にいろんな資料を見て現状分析をしたわけですが、その状況も今、年を追うにつれて若干変わってきておりますので、それも見直しした結果で新水道ビジョンにつなげていくと。

それから、水安全計画なんかに関しましても、現在一応あることはあるんですが、それが統合という形でまだつくられておりません。厚労省の立入検査でも早急につくることということ

で指摘いただいておりますので、そういうものも全部含めて新水道ビジョンをつくっていくということにしておりますので、やっぱりここから年度末までというのはかなり物理的に無理があるのかなと思っております、できるだけ26年度、27年度では、2カ年ではやりますが、なるべく後ろを詰めて、早目に策定して実際の事業に取りかかっていきたいと考えております。

それから、設計の手順に関しまして、今の統合浄水場の基本設計をこれから発注しなければいけないという時期に差しかかっておりますが、2月の議会でも申しましたとおり、品質マネジメントシステムで検証してからということにしておりましたので、その結果を受けまして、一応統合浄水場機能に中枢機能があることが望ましいという結果で、それを踏まえまして基本設計に関しましても、そういう考え方を取り込んだ上で基本設計を発注したいと考えております。

それから、本部機能ということですが、同じことの繰り返しになりますが、浄水場をということではやっぱり最適だと。危機管理体制を構築するためには、非常に設備的な部分をしっかりしなきゃいけないという部分がありますので、浄水場には当然集中監視盤とかが整備されますし、また給水拠点ともなりますし、水質検査センターもそこに移す予定と一応しておりますので、そういう集中ができるということで危機管理体制を構築していきたいと思っております。

それから、財政シミュレーションに関してですが、新たな負担がふえるかといいますところは、やはりそれも水道ビジョンでもって事業の見直しをこれからかけていくと。で、もうちょっと効率化が図れるところで財源も生み出して、またその事業の組みかえもしながら統合浄水場の本部機能ですとか、そういう部分の財源も確保していこうというふうに考えておりますので、新たな負担ということは現在の時点では考えておりません。

○議長（星 俊和君） 以上で、11番鈴木健二郎議員の質問を終結いたします。

日程第6 報告第1号 平成25年度岩手中部広域水道企業団水道用水供給事業会計継続費繰越計算書について

○議長（星 俊和君） 日程第6、報告第1号、平成25年度岩手中部広域水道企業団水道用水供給事業会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。局長。

○局長（菊池明彦君） ただいま上程となりました報告第1号、平成25年度岩手中部広域水道企業団水道用水供給事業会計継続費繰越計算書について、提案の理由を申し上げます。

本計算書は、平成25年度岩手中部広域水道企業団水道用水供給事業会計予算において設定した和賀川浄水施設工事及び導・送水管布設工事に係る継続費について、平成25年度事業において支払い義務が生じなかったものがあることから、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定に基づき議会に報告するものであります。

なお、計算書中の残額2億3,936万900円は、翌年度へ繰越ししようとするものであります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 俊和君） これより質疑に入ります。3番武田勝議員。

○3番（武田 勝君） この和賀川浄水場施設工事についてですけれども、先ほど企業長からも11月に何か完成式をやるというようなお話でしたけれども、この事業内容と浄水場、非常に重要な施設かと思えますけれども、役割等についてもう一度お聞きしたいと思います。

それから、送水管布設工事の次年度繰越額が予算から見ると大分多いというふうに見受けられるんですけれども、この理由についてお尋ねいたします。

○議長（星 俊和君） 工務課長。

○工務課長（高橋誠雄君） それではお答えいたします。

まず、1点目の和賀川浄水場設置工事の工事内容ということでございますが、3つの工事がございます。

1つは、和賀川浄水場の建設工事、金額にしまして1億5,910万1,000円、それから同じく和賀川浄水場の浄水設備工事が3億6,573万3,000円、それから最後に和賀川浄水場の電気計装設備工事が6,429万9,000円ということで、この3つの内訳の工事になっております。

それから、2点目の導・送水管の設置工事、翌年度への繰越額が多いということでございますが、これは、工事内容的にはJRの北上線の横断工事という、推進工事ということになります。線路の下をくぐる推進工事となります。

これにつきましては、入札の辞退とか不調が重なりまして、去年の9月からことしの2月まで、結果として2月の末に契約をしたということになります。25年度分の工事高が少ないということが生じたので、具体的にはダクトイル鋳鉄管が材料として納品されたということになります。それだけの工事料となりました。そういう中で価格が、支払い義務発生額が少額であったということでございます。

この工事につきましては、継続費を設定しておりましたので、予算から義務発生額を抜いた額を不用額とせずに、翌年度への繰越しとさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（星 俊和君） 3 番武田勝議員。

○3 番（武田 勝君） この和賀川浄水施設というのは、結局、和賀川から取水することによって北上市内に水道水を供給するというような、それで余裕が出た分を入畑ダムからの水を花巻、紫波のほうに送るというような計画ということでしたか。

○議長（星 俊和君） 工務課長。

○工務課長（高橋誠雄君） この工事は、和賀川の表流水が6,000トンあるんですけども、それを導水しまして統合浄水場へ持っていくというふうなことであります。

○議長（星 俊和君） 経営企画課長。

○経営企画課長（菊池明敏君） 現在の和賀川浄水場の、今、建設して19日に通水事業を行う浄水場につきましては、今休止しております旧和賀川浄水場の伏流水、浅井戸の分、井戸の水を復活させて、それが3,600トンありますし、それから江釣子水源というのがありまして、老朽化していた施設ですが、その施設は廃止して、その水源をそのまま使って、今の和賀川浄水場に、それが2,300トンほどありますが、合わせて5,900トンほどをそこで浄水して、それを今の藤沢配水池という施設がございますが、そこに入れて北上市内の町なかを賄うと。

現在は、藤沢配水池から北上市内の町なかを賄っているわけですが、その水というのは企業団からの水で賄っていることなんです。その企業団からの水で賄っている部分を新しい和賀川浄水場の水で賄うと。そうすると、企業団のほうに余裕がその分出るということになりますので、その分を花巻と紫波のほうへ送るということになります。ところてん方式という形で、そういう部分で給水を回していくという考え方をしております。

○議長（星 俊和君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第7 報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について

○議長（星 俊和君） 日程第7、報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。局長。

○局長（菊池明彦君） ただいま上程となりました報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について、提案の理由を申し上げます。

これは、同法第22条第1項の規定に基づき、地方公営企業を経営する地方公共団体の長、いわゆる企業長は、前年度決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した

書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて資金不足比率を議会に報告するものであります。

資金不足比率は、事業の規模、いわゆる営業収益に対する資金の不足額の割合で求められるものでありますが、当企業団では資金不足はないということを報告するものであります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 俊和君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第 8 認定第 1 号 平成25年度岩手中部広域水道企業団水道用水供給事業会計決算の認定について

○議長（星 俊和君） 日程第 8、認定第 1 号、平成25年度岩手中部広域水道企業団水道用水供給事業会計決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（菊池明彦君） ただいま上程となりました認定第 1 号、平成25年度岩手中部広域水道企業団水道用水供給事業会計決算の認定について、提案の理由を申し上げます。

1 ページの事業報告であります。国庫補助事業におきましては、昨年引き続き経年化施設更新事業や統合関連事業等を施行しております。

経営面におきましては、将来の支払利息を軽減するため、補償金免除繰り上げ償還及び特定市債地方公共団体借換債による借りかえを実施しております。また、給水料金の増加や修繕費やダム負担金の減少により、当年度純利益を計上することができ、当年度未処理欠損金が縮減されております。

事業統合に向けた事務としましては、岩手中部地域水道事業の統合に関する協定を締結したほか、岩手中部水道企業団の設置認可申請など、新企業団設立に係る事務を行っております。

次に、業務の状況ですが、水道用水供給事業としましては、年間の総給水量は1,024万2,517立方メートルで前年度に比較し3.7%の増となっておりますが、これは翌年度収入となる3月11日から3月末日までの給水量を加えたことが増加の主な要因となっております。

また、年間総有収水量は1,018万6,893立方メートルとなり、有収率は99.5%となったものであります。

給水収益は、有収水量の増加により、前年度に比較し2.6%増の11億2,593万1,440円となったものであります。

水質検査事業では、県内3市3町1組合の水質検査を受託し、収入額は受託検体数の増加により、前年度に比較し、0.6%増の7,831万4,400円となっております。

次に、建設事業の状況であります。浄水施設更新事業として、浄水場内動力設備更新工事等を広域化整備事業として和賀川浄水場建設に係る建設工事等を施行したほか、花巻市東和町南山地区の送配水施設を完成させ、供給を開始しております。また、営業設備費として、経年劣化による水質検査機器の更新を行ったほか、事務所用備品購入など、平成26年4月からの事業開始に必要な整備を行っております。

次に、危機管理への対応としましては、岩手県中部を震源とする地震による漏水を想定し、職員等による事故対応訓練を実施したほか、地震に強い水道づくりを目指し、水管橋耐震2次診断及び耐震整備計画業務委託を行っております。

次に、収支の状況ですが、収益的収支では当年度純利益が4億5,143万1,167円となり、資本的収支では、収支差し引き不足額が7億843万360円となりましたが、過年度分損益勘定留保資金等で補填しております。

3ページ、(2)の議会議決事項は、議決で賜りました10件を記載しております。

5ページ、2の工事につきましては、7ページにかけて1件130万円を超える建設等の工事35件を記載しております。

以下、8ページの3.業務、11ページの4.会計に記載しております内容につきましては、地方公営企業法施行規則に定められた事項について記載しております。

次に、15ページ、16ページの決算報告書でございますが、収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の決算額を消費税込みで記載しております。詳細は、22ページから30ページに内容を、31ページから33ページには、水質検査事業の収支を抜粋して記載しております。

次に、17ページの損益計算書について申し上げます。

当年度純利益は4億5,143万1,167円となり、当年度の未処理欠損金は9,757万3,393円となるものであります。

次に、18ページの欠損金計算書及び19ページの欠損金処理計算書（案）についてであります。地方公営企業法施行規則の一部改正により、改正後の様式で記載されているものであります。欠損金処理計算書案につきましては、当年度未処理欠損金9,757万3,393円をそのまま翌年度へ繰越欠損金として処理しようとするものであります。

34ページ、35ページに固定資産明細書、36ページからは企業債明細書を記載しております。

以上、平成25年度の決算の概要について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、提

案のとおり認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 俊和君） 本日の会議は、議事の都合により、あらかじめ会議時間を延長いたします。

続きまして、平成25年度岩手中部広域水道企業団水道用水供給事業会計決算審査についての報告を行います。

書記をして決算審査意見書の朗読をさせますが、朗読は、第4．審査の結果までとし、第5．審査の概要以降は朗読を省略します。書記。

○書記（吉田 修君） 平成25年度岩手中部広域水道企業団水道用水供給事業会計決算審査意見書。

第1．審査の対象。

平成25年度岩手中部広域水道企業団水道用水供給事業会計決算。

第2．審査の期日。

平成26年6月27日、7月25日、8月27日及び9月30日。

第3．審査の方法。

審査に当たっては、次の点に重点を置き、総合的に審査した。

- 1．事業の運営が当初の目的に対して計画どおり進んでいるか。
- 2．審査に付された事業報告書、決算報告書、財務諸表等の関係書類が証拠書類に基づき、計数に誤りがなく、しかも関係法令に準拠して作成されているか。
- 3．事業が合理的かつ効率的に運営されているか。
- 4．会計事務が適法な手続によって処理されているか。
- 5．収入の確保及び支出の執行は適正に行われているか。

なお、審査は、諸帳簿のほか、例月現金出納検査などを参考にし、さらに必要に応じて関係職員の説明を求め実施した。

第4．審査の結果。

1．審査に付された決算及び附属書類は、地方公営企業関係法令及び会計規定に準拠して作成されており、当年度の経営成績及び年度末における財政状態は、適正に表示されているものと認めた。

2．決算の計数は、正確であると認めた。

3．事業は、議会の議決の趣旨に沿い、適正に執行されているものと認めた。

以上であります。

○議長（星 俊和君） これより質疑に入ります。11番鈴木健二郎議員。

○11番（鈴木健二郎君） 一括ですか。

25年度の決算は、旧企業団なんですが、答弁は大丈夫ですよ。新企業団になったけど。じゃあ安心しましたが、8ページであります。

3の業務、先ほど報告もありましたけれども、私の読み違いかどうかわかりませんが、一番上の表です。取水量、年間取水量が960万3,241立方メートル、その下の給水量、年間給水量が1,024万2,517立方メートルとなっていますが、取水量を給水量が数的に上回っているんですが、これはどういうことかということが1つ。

それから17ページであります。

事務局長から、この欠損金について報告がありました。17ページに繰越欠損金、これ累積欠損金だというふうに思いますけれども、5億4,900万4,560円ということになっているんですが、毎年縮減はしているようなんですが、新しい統合企業団になりまして、それでも5億以上の累積欠損があるわけでありましたが、これについて長期的に財政上大丈夫なのかどうか、多分見通しは持っておられるというふうに思うんですが、この2点、お願いします。

○議長（星 俊和君） 総務課主幹。

○総務課主幹（小田島久幸君） 鈴木健二郎議員の質問にお答えをいたします。

取水流量が給水量をオーバーしているということでございますが、これにつきましては、入畑ダムの超音波流量計の更新工事を平成24年度に行っております。

その関係で、機器の誤差が許容範囲ではございましたが、マイナス側に向いての流量の違いということになっておりますので、これにつきましては、今年度原因がわかりましたので、2回ほど業者と話し合って調整をしております。その結果、適正な範囲で送水となっているということでございます。

以上でございます。

○議長（星 俊和君） 経営企画課長。

○経営企画課長（菊池明敏君） 欠損金のことにつきましては、私のほうからお答えいたします。

欠損金が、去年の時点での残額が累積欠損金で5億4,900万ほどございまして、それでことしの25年度の決算として純利益が4億5,100万生じましたので、これを差し引いて最終的に決算で残ったのは、9,757万3,000円ほど累積欠損が残ったという状況になっております。あと1年あれば全部解消できたわけですが、タイミングとして26年度に統合いたしましたので、この

分は残ったということになります、その後の実態は全体の会計の中で溶け込んでいくものでございますので、累積欠損というのはその事業の性質上、装置産業と申しますが、こういう水道事業みたいなのは、最初に投資がたくさんあって、それで欠損がたくさん重なって行って、だんだん水量が伸びていくと収入がふえて行って解消していくという、10年、20年かかって解消していくという構造になっておりますので、それでずうっとやってきまして、受水費として9,700万まで、最大二十数億累積欠損があったやつをずうっと消してきたということで、あと1年あれば消えたんですが、このタイミングで決算をせざるを得なかったということになりますので、これはもう次の、全体の会計の中に取り込んで、もう既に他の利益状況がたくさんありますので、現実的にはもう解消されているということになります。

○議長（星 俊和君） 11番鈴木健二郎議員。

○11番（鈴木健二郎君） 8ページの件であります、24年に機器の更新をされて、誤作動、誤差が出たということの説明であります。

計算しますと63万9,276トンの誤差ということになると思うんですが、ちょっと誤差にしては大きな数字かなというふうに思いますし、いずれその機器の更新によって是正されたと、今後是正されていくというふうに見ていいのかどうか、そこを確認したいというふうに思います。

それから累積欠損ですが、わかりました。わかりましたが、監査委員の意見書を見ますと、16ページで25年度の繰越欠損金、年度当初なのかな、ちょっと私の見方が違っていたかもしれませんが、5億4,900万がありまして、先ほども言った数ですけども、それでも1億円近い、これまで積み上げてきたというか、積み重なってきた欠損があるわけですが、今後、会計の中でそれは取り込まれていくんだということのようなんですが、監査委員も指摘されていますように、3市町の水道事業を統合したスケールメリットを生かして、経営の長期安定化に向けて、安全・安心で低廉な水道水の安定供給に努められたいということで、監査意見としても付されているわけであります。

確かに今後、あれに向けて統合したわけですが、効率化を進めるということはそのとおりだろうというふうに思うんですが、新たな投資等も今後はあり得ることだろうというふうに思いますので、縮減はしていますけれども、本当に取り込んでいける、数的で収支していくのかどうか、その辺が私にはちょっとわからない点がありますので、もうちょっとわかりやすく説明いただければというふうに思います。

○議長（星 俊和君） 総務課主幹。

○総務課主幹（小田島久幸君） 鈴木健二郎議員の質問にお答えします。

最近のデータですが、取水量と送水量の差がほとんどありません。それで是正されたものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（星 俊和君） 経営企画課長。

○経営企画課長（菊池明敏君） 最終決算で9,700万ほどの欠損金が残ったということになりますが、連結で考えますと、旧企業団というのは卸売の事業でしたので、入畑ダムの水を浄化して水を卸売するという形で、収入は受水費ということで各市町からもらっていたこととなります。それでもって累積欠損金を消してきたということになるんですが、その受水費の財源といえば、結果的に各団体の水道料金でもって受水費を払っていたわけですので、それが一緒に統合したことによって、ワンクッションが入って累積欠損を消していたやつが直接料金で累積欠損を消すという形になったということになりますので、会計上の問題としては、前と全く変わらない形で推移していると。あとは、これからの経営によって純利益を上げていって、それで経営を安定化させていくというのが本筋の話でありまして、それに関しましては、事業計画で財政シミュレーションをして、この料金で何とかなるといふ部分で料金を設定させていただいたところですので、長期にわたって値上げをしない形で頑張っていきたいと思っております。

○議長（星 俊和君） 11番鈴木健二郎議員。

○11番（鈴木健二郎君） 今の件ですが、結局、今年度で不納欠損はなくなっていくというふうに見ているということではいいんですか、その確認。

○議長（星 俊和君） 経営企画課長。

○経営企画課長（菊池明敏君） そのように考えて結構でございます。

○議長（星 俊和君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） これをもって討論を終結いたします。

これより認定第1号、平成25年度岩手中部広域水道企業団水道用水供給事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

号)

○議長（星 俊和君） 日程第9、議案第31号、平成26年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（菊池明彦君） ただいま上程となりました議案第31号、平成26年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

最初に、予算第2条、業務の予定量ですが、(4)主要な建設改良事業で配水及び給水施設整備事業の既決予定量に353万3,000円を増額し、8億7,046万円にするものであります。

事業の詳細につきましては、資本的収支の説明で申し上げます。

次に、予算第3条の収益的収入及び支出でございますが、詳細は12ページの予算事項別明細書に記載しております。

費用につきましては、既決予定額に1,489万9,000円を増額し、予算の増額を59億6,094万3,000円にするものであります。

主な内容は、職員配置の確定による人件費の調整のほか、原水及び浄水器の修繕に相去配水池、片寄配水池流量調整弁分解修繕等として1,046万円、総係費の委託料に新水道ビジョン策定業務委託等として941万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

次に、予算第4条の資本的収入及び支出でございますが、詳細は13ページの予算事項別明細書に記載しております。

支出につきまして、既決予定額に353万3,000円を増額し、予算の総額を76億7,743万3,000円にするものであります。この内容は、職員配置の確定による人件費の調整であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は21億9,953万3,000円でございますが、これを当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3億1,879万6,000円と過年度分損益勘定留保資金18億8,073万7,000円で補填するものであります。

次に、予算第5条の継続費でございますが、当初2カ年での事業実施を予定しておりました片寄配水池常設工事につきまして、年度内の事業完了にめどがついたことから事業を前倒しし、継続費を廃止するものであります。

次に、予算第6条の債務負担行為でございますが、新水道ビジョン策定業務委託と統合浄水場基本設計業務委託を期間及び限度額をそれぞれ設定し、追加しようとするものであります。

以上、平成26年度補正予算（第1号）の概要を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案のとおり議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 俊和君） これより質疑に入ります。9番高橋進議員。

○9番（高橋 進君） 1点、お尋ねをいたします。

6条の債務負担行為の中に水道ビジョンの策定業務委託を追加したいというふうな御説明でありましたけれども、先刻の全員協議会で承ったように、ビジョンの中の我々から見ておると重要であろうマネジメントシステムの部分については、ほぼ自前でつくるというふうに伺ったところではありますが、1点、印刷機なり、あるいは必要な外部委託はあるんだろうけれども、これほど大きな額で組まなくてもできるのではないかなというふうに受けとめるんですけれども、具体的な業務委託の予定されている内容と、大まかで結構ですから内訳みたいなものがあればお知らせいただければと思います。

○議長（星 俊和君） 経営企画課長。

○経営企画課長（菊池明敏君） 御質問にお答えいたします。

新水道ビジョンというのは、先ほども申しましたが、大体ほかのものを全て網羅している形になります。それで、水安全計画ですとか管理マニュアルですとか、品質ビジョン案、品質マネジメントシステムなんかも包括して、なおかつ事業計画、今まで広域統合に際しましてやってきました基本構想ですとか、基本計画、事業計画、こういうようなものを網羅した形で、現状分析から始めて加除をしながらやっていくということになりますので、全ての事業案は、ほぼ網羅されるという形になりますので、事業計画策定時も2,000万ほどいっておりましたので、やっぱりこれだけの金額にはなると想定しております。

○議長（星 俊和君） よろしいですか。3番武田勝議員。

○3番（武田 勝君） 第5条で片寄配水池増設工事が26、27年度事業ということでしたけど、今年度完成した、26年度に早まったということですか、その理由をお聞きしたいと思います。

○議長（星 俊和君） 工務課長。

○工務課長（高橋誠雄君） 2年が1年に、単年度になったという理由なんですけれども、端的に申しますと、事業工程の精査によって2年度が1年度でも施工できるという可能性、見通しが立ったということでございます。

当初は、平成26年に、今年度ですが、配水池の躯体、そして来年度、27年度は流量計とか、制御盤などの機械電気設備工事ということを予定しておりましたが、先ほど言ったように、精査の結果、配水池の躯体と機械電気設備の工事を同時施工することのほうが効率的に、能率的に、あるいは信号のやりとり、そういったところがスムーズにいて、施工のほうに余裕ができるということも考えたところでございました。

以上でございます。

○議長（星 俊和君） 11番鈴木健二郎議員。

○11番（鈴木健二郎君） 7ページであります。

職員数ですが、確認したいと思いますが、既定予定数が67名、補正予定数が65名。減になっていますが、その理由は何かということと、それから72名の定数だと思いますが、その補填はというふうにされているのかということをお願いします。

○議長（星 俊和君） 総務課長。

○総務課長（瀬川光雄君） ただいまの御質問にお答えいたします。

当初67名、72名に対して移籍する職員が67名という結果になりました。

その後、3月になりまして、2名ほど若干異動がありまして、最終的には移籍する職員が65名になったというものであります。

それに対して、72名の定数に対して7名の減になるわけですが、その部分については、構成市町の職員を派遣していただいているところであります。

○議長（星 俊和君） 11番鈴木健二郎議員。

○11番（鈴木健二郎君） 当初、67のメンバー、そして異動によって65になったということですね。なぜ異動、だって67で既定予定数というふうに確保しているわけですから、異動がなければそのまま67で、あとは72にするために、それぞれの自治体、構成市町から派遣というふうになったんでしょうけど、異動した定義がちょっとわからないです。

○議長（星 俊和君） 総務課長。

○総務課長（瀬川光雄君） 当初、当初予算のときは、2月6日に当初予算が決められたわけですが、その時点では意思表示があつたのが67名あつたんです。

その後、4月1日を迎えるまでに、2名ほど本来意思表示があつたのが撤回されたというので、2名欠員になったという次第でございます。

○議長（星 俊和君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号、平成26年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星 俊和君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（星 俊和君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって第3回岩手中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 4時11分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

岩手中部水道企業団議会議長 星 俊 和

岩手中部水道企業団議会議員 若 柳 良 明

岩手中部水道企業団議会議員 高 橋 勤